

レンタル規約

借受者（以下「甲」とする。）は、株式会社BRAISE（以下「乙」とする。）から乙が所有する撮影機材（以下「本件機材」という。）借受けについて、別に特約がある場合を除いて次の項目に従うものとする。

<使用目的>

甲は、本件機材につき日本国内において使用する事を目的とし、良心をもって使用・保管し、使用場所の移動または質入・転貸・譲渡等乙の所有権を害することをしてはならない。

<貸出期間>

1. 乙は甲に対し、使用日の前日14時以降に本件機材を引き渡し、甲は乙に対し使用日の翌日12時までまでに本件機材を貸出時現状にて返却するものとする。
12時まで返却しなかった場合、甲は乙に対し延長料を支払うものとする。
2. 甲は乙と事前に約した使用期間を厳守しなければならない。
但し、甲は乙に使用期間の延長を事前に連絡し、乙の承認を得た場合は延長できるものとする。

<料金の支払>

甲は乙に対し、次の通り料金を支払うものとする。

1. レンタル料金、延長料金及びキャンセル料金は乙の料金表に定める料金とする。
但し料金表に定めがない場合は、甲・乙 別途協議のうえ合意した料金とする。
2. 甲は乙に対し、本件機材受領時金額を現金にて支払うものとする。
但し当事者協議のうえ別途支払い方法を定めることができるものとする。

<点検、確認>

甲は乙より本件機材を受領したら、改めて本件機材を充分点検し、使用前に故障等の不具合のないことを確認して使用するものとする。

事前に故障等不具合が存した場合は、直ちに乙に通知する。

万一、本件機材が使用中に故障等の不具合が生じて、甲に支障、損害が発生しても、乙は一切の責任を負わないものとする。

<滅失・破損時の責任>

甲は乙より借受けた本件機材は、受領時と同等・同様の状態にて返却するものとする。

返却時に本件機材が滅失及び破損していた場合、甲は故意又は過失の有無を問わずこれに伴う乙の損害を負担する。

但し、乙の責に帰すべき事由によることが明らかな場合はこの限りではないとする。

<通知の義務>

甲は次の場合は、直ちに乙に通知しなければならないものとする。

1. 本件機材が盗難、紛失、故障、破損等の異常な事態になったとき。
2. 本件機材につき、甲が第三者より強制執行、仮処分、差し押え等を受けたとき。

<海外での使用>

甲は日本国外で使用する場合は、乙の承諾を受けなければならないものとする。

甲は乙の承諾を得て海外で使用する場合、甲は乙の提示する金額及び内容で 甲の負担において損害保険（海外用）に加入しなければならない。

海外で事故が起きた場合、甲の加入する保険処理如何にかかわらず滅失・破損時の責を履行することとする。

<契約の解除>

甲が次の各項に該当するときは、契約を解除され本件機材は直ちに乙に返還しなければならない。

1. 本規約のいずれかに違反したとき。
2. 甲が強制執行、仮処分、仮差押を受けたとき。
3. 甲の信用状況に著しい変化が生じたとき。

<管轄>

本規約に関する紛争が生じたときの管轄裁判所は東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。

年 月 日

株式会社 BRAISE のレンタル規約に同意し、厳守する事を誓い下記に署名・捺印致します。

会社名

代表者名

印